

太陽光発電施設設置に係る自然公園法上の基準等について

○工作物の新築、改築又は増築（自然公園法施行規則第11条第13項）

①次に掲げる地域で行われるものでないこと。

イ 特別保護地区、第1種特別地域又は海域公園地区

ロ 第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により、特別保護地区又は第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。）であるもの

- (1) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域
- (2) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域
- (3) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域
- (4) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域

②当該工作物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。

③当該工作物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。

○ただし書 次に掲げる行為のいずれかに該当するものについては、①～③の限りでない。

- イ 地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築
- ロ 既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築（申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）
- ハ 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる工作物の新築、改築又は増築

④当該工作物の外部の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。

○ただし書 特殊な用途の工作物については、④の限りでない。

⑤廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場を設置するものでないこと。

⑥次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

- イ 当該工作物の地上部分の水平投影外周線が公園事業道路等の路肩から20m以上離れていること。
- ロ 学術研究その他公益上必要と認められること。
- ハ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。
- ニ 農林漁業に付随して行われるものであること。
- ホ 既に建築物の設けられている敷地内において行われるものであること。
- ヘ 前項第1号イ又はロに掲げる行為のいずれかに該当するものであること。

○木竹の伐採（自然公園法施行規則第11条第14項）

- 第1号 第1種特別地域内において行われるもので、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - イ 単木択伐法によるものであること。
 - ロ 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が当該区分の現在蓄積の10%以下であること。
 - ハ 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢に10年を加えたもの以上であること。
ただし書 立竹の伐採にあつては、この限りでない。
- 第2号 第2種特別地域内において行われるもので、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
 - イ 択伐法によるものにあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - (1) 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、用材林にあつては当該区分の現在蓄積の30%以下、薪炭林にあつては当該区分の現在蓄積の60%以下であること。
 - (2) 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢以上であること。
ただし書 立竹の伐採にあつては、この限りでない。
 - (3) 公園事業に係る施設（令第1条第7号、第10号及び第11号に掲げるものを除く。）及び集団施設地区（以下「利用施設等」という。）の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われる場合にあつては、単木択伐法によるものであること。
 - ロ 皆伐法によるものにあつては、イ(2)の規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - イ(2) 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢以上であること。
ただし書 立竹の伐採にあつては、この限りでない。
 - (1) 1伐区の面積が2ha以内であること。ただし、当該伐採後に当該伐区内に残される立木の樹冠の水平投影面積の総和を当該伐区的面積で除した値が10分の3を超える場合又は当該伐区が利用施設等その他の主要な公園利用地点から望見されない場合は、この限りでない。
 - (2) 当該伐区が、皆伐法による伐採が行われた後、更新して5年を経過していない伐区に隣接していないこと。
 - (3) 利用施設等の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われるものでないこと。
- 第3号 第3種特別地域内において行われるものであること。
- 第4号 学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の防除、防災若しくは風致の維持その他森林の管理のために行われるもの又は測量のために行われるものであること。

○土地の開墾、土地の形状変更（自然公園法施行規則第11条第23項）

第1号 特別保護地区、第1種特別地域又は第2種特別地域若しくは第3種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等内において行われるものでないこと。

ただし書 当該行為が学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるもの又は現に農業の用に供されている農地内において行われる客土その他の農地改良のための行為については、この限りでない。

第2号 集団的に建築物その他の工作物を設置する敷地を造成するために行われるものでないこと。

第2号の2 土地を階段状に造成するものでないこと（農林漁業を営むために必要と認められるものは除く。）。

第3号 ゴルフ場の造成のために行われるものでないこと。

ただし書 既存のゴルフコースの改築のために行われるものについては、この限りでない。

第4号 廃棄物の埋立てによるものでないこと。

ただし書 既に土石の採取等によりその形状が変更された土地において廃棄物を埋め立てる場合であって、埋立て及びこれに関連する行為により風致の維持に新たに支障を及ぼすことがなく、埋立て及びこれに際して行われる修景等の措置により従前より好ましい風致を形成することとなるときは、この限りでない。

第5号 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。

ただし書 農林漁業を営むために必要と認められるものについては、この限りでない。

第6号 開墾し、又は形状を変更する土地の範囲が必要最小限と認められるものであること。

第7号 当該行為による土砂の流出のおそれがないものであること。

○許可申請書に添付する図面（自然公園法施行規則第10条）

法第20条第3項、第21条第3項又は第22条第3項の規定による許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 行為の種類
 - 三 行為の目的
 - 四 行為の場所
 - 五 行為地及びその付近の状況
 - 六 行為の施行方法
 - 七 着手及び完了の予定日
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図面を添えなければならない。
- 一 行為の場所を明らかにした縮尺25000分の1以上の地形図
 - 二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5000分の1以上の概況図及び天然色写真
 - 三 行為の施行方法を明らかにした縮尺1000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
 - 四 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1000分の1以上の図面
- 3 申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が1ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になつている道路の新築（法の規定による許可を現に受け又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合にあつては、第1項の申請書には、前項各号に掲げる図面のほか、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。
- 一 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致又は景観の状況並びに特質
 - 二 当該行為により得られる自然的、社会経済的な効用
 - 三 当該行為が風致又は景観に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置
 - 四 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあつては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致又は景観の保護の観点から比較した結果
- 4 環境大臣又は都道府県知事は、第1項に規定する申請書の提出があつた場合において、申請に係る行為が当該行為の場所又はその周辺の風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要があると認めるときは、申請者に対し、前項各号に掲げる事項を記載した書類の提出を求めることができる。